

事 務 連 絡
平成25年9月30日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

事 務 連 絡
平成25年9月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第298号）が公布され、平成25年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成24年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成25年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分057の(2)の④のイ中「バイポーラカップ」を「バイポーラカップ(I)」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ バイポーラカップ(Ⅱ)

B00205702043

2 別表Ⅱ区分058の(1)に次のように加える。

⑥ 片側置換用材料(Ⅲ)

B0020580106

- 3 別表Ⅱ区分061の(9)の①のイを次のように改める。
イ 下顎骨・骨盤再建用
i 標準型 B002061090121
ii 三次元型 B002061090122
- 4 別表Ⅱ区分073の(2)に次のように加える。
③ 特殊型 B0020730203
- 5 別表Ⅱ区分117の(2)を次のように改める。
(2) 植込型除細動器 (Ⅲ型)
① 標準型 B0021170201
② MR I 対応型 B0021170202
- 6 別表Ⅱ区分117の(4)を次のように改める。
(4) 植込型除細動器 (V型)
① 標準型 B0021170401
② MR I 対応型 B0021170402
- 7 別表Ⅱ区分144の(1)を次のように改める。
(1) 単極又は双極用
① 標準型 B0021440101
② MR I 対応型 B0021440102
- 8 別表Ⅱに次のように加える。
182 バルーン拡張型人工生体弁セット B002182
183 血管内塞栓材 B002183
- 9 別表Ⅴ区分005の(1)の①のイを次のように改める。
イ 下顎骨・骨盤再建用
i 標準型 B005005010121
ii 三次元型 B005005010122

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型(I)	B002 057 01 01 2
ウ 特殊型(II)	B002 057 01 01 3
エ 特殊型(III)	B002 057 01 01 4
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型	
ア カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03 1
イ カップ・ライナー一体型(III)	B002 057 01 03 2
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
⑥ ライナー(IV)	B002 057 01 06
⑦ ライナー(V)	B002 057 01 07
⑧ ライナー(VI)	B002 057 01 08
⑨ ライナー(VII)	B002 057 01 09
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ(I)	B002 057 02 04 2
ウ バイポーラカップ(II)	B002 057 02 04 3
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
058 人工膝関節用材料	
(1) 大腿骨側材料	
① 全置換用材料(I)	B002 058 01 01
② 全置換用材料(II)	B002 058 01 02
③ 全置換用材料(III)	B002 058 01 03
④ 片側置換用材料(I)	B002 058 01 04
⑤ 片側置換用材料(II)	B002 058 01 05
⑥ 片側置換用材料(III)	B002 058 01 06
(2) 脛骨側材料	
① 全置換用材料(I)	
ア 標準型	B002 058 02 01 1
イ 特殊型	B002 058 02 01 2
② 全置換用材料(II)	B002 058 02 02
③ 片側置換用材料(I)	B002 058 02 03
④ 片側置換用材料(II)	B002 058 02 04
(3) 膝蓋骨材料	
① 膝蓋骨置換用材料(I)	B002 058 03 01
② 削除	
③ 膝蓋骨置換用材料(III)	B002 058 03 03
④ 削除	
(4) インサート(I)	B002 058 04
(5) インサート(II)	B002 058 05

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型(I)	B002 057 01 01 2
ウ 特殊型(II)	B002 057 01 01 3
エ 特殊型(III)	B002 057 01 01 4
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型	
ア カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03 1
イ カップ・ライナー一体型(III)	B002 057 01 03 2
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
⑥ ライナー(IV)	B002 057 01 06
⑦ ライナー(V)	B002 057 01 07
⑧ ライナー(VI)	B002 057 01 08
⑨ ライナー(VII)	B002 057 01 09
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
058 人工膝関節用材料	
(1) 大腿骨側材料	
① 全置換用材料(I)	B002 058 01 01
② 全置換用材料(II)	B002 058 01 02
③ 全置換用材料(III)	B002 058 01 03
④ 片側置換用材料(I)	B002 058 01 04
⑤ 片側置換用材料(II)	B002 058 01 05
(2) 脛骨側材料	
① 全置換用材料(I)	
ア 標準型	B002 058 02 01 1
イ 特殊型	B002 058 02 01 2
② 全置換用材料(II)	B002 058 02 02
③ 片側置換用材料(I)	B002 058 02 03
④ 片側置換用材料(II)	B002 058 02 04
(3) 膝蓋骨材料	
① 膝蓋骨置換用材料(I)	B002 058 03 01
② 削除	
③ 膝蓋骨置換用材料(III)	B002 058 03 03
④ 削除	
(4) インサート(I)	B002 058 04
(5) インサート(II)	B002 058 05

機能区分	機能区分コード
061 固定用内副子 (プレート)	
(1) ストレートプレート (生体用合金 I・S)	B002 061 01
(2) ストレートプレート (生体用合金 I・L)	B002 061 02
(3) ストレートプレート (生体用合金 II・S)	B002 061 03
(4) ストレートプレート (生体用合金 II・L)	B002 061 04
(5) 有角プレート (生体用合金 I)	B002 061 05
(6) 有角プレート (生体用合金 II)	B002 061 06
(7) 骨端用プレート (生体用合金 I)	B002 061 07
(8) 骨端用プレート (生体用合金 II)	B002 061 08
(9) その他のプレート	
① 標準	
ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
i ストレート型・異形型	B002 061 09 01 1 1
ii メッシュ型	B002 061 09 01 1 2
イ 下顎骨・骨盤再建用	
i 標準型	B002 061 09 01 2 1
ii 三次元型	B002 061 09 01 2 2
ウ 人工顎関節用	B002 061 09 01 3
エ 頭蓋骨閉鎖用	
i バーホール型	B002 061 09 01 4 1
ii クランプ型	B002 061 09 01 4 2
② 特殊	
ア 骨延長用	B002 061 09 02 1
イ スクリュー非使用型	B002 061 09 02 2
073 髄内釘	
(1) 髄内釘	
① 一般型	B002 073 01 01
② 横止め型	B002 073 01 02
③ 大腿骨頸部型	B002 073 01 03
④ 集束型	B002 073 01 04
⑤ 可変延長型	B002 073 01 05
(2) 横止めスクリュー	
① 標準型	B002 073 02 01
② 大腿骨頸部型	B002 073 02 02
③ 特殊型	B002 073 02 03
(3) ワッシャー・ナット	B002 073 03
(4) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)	B002 073 04
117 植込型除細動器	
(1) 植込型除細動器 (II型)	B002 117 01
(2) 植込型除細動器 (III型)	B002 117 02
① 標準型	B002 117 02 01
② MRI対応型	B002 117 02 02
(3) 植込型除細動器 (IV型)	B002 117 03
(4) 植込型除細動器 (V型)	B002 117 04
① 標準型	B002 117 04 01
② MRI対応型	B002 117 04 02
144 両室ベーシング機能付き植込型除細動器	
(1) 単極又は双極用	
① 標準型	B002 144 01 01
② MRI対応型	B002 144 01 02
(2) 4極用	B002 144 02
182 バルーン拡張型人工生体弁セット	B002 182
183 血管内塞栓材	B002 183

V 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
005 固定用内副子 (プレート)	
(1) その他のプレート	
① 標準	
ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
i ストレート型・異形型	B005 005 01 01 1 1

機能区分	機能区分コード
061 固定用内副子 (プレート)	
(1) ストレートプレート (生体用合金 I・S)	B002 061 01
(2) ストレートプレート (生体用合金 I・L)	B002 061 02
(3) ストレートプレート (生体用合金 II・S)	B002 061 03
(4) ストレートプレート (生体用合金 II・L)	B002 061 04
(5) 有角プレート (生体用合金 I)	B002 061 05
(6) 有角プレート (生体用合金 II)	B002 061 06
(7) 骨端用プレート (生体用合金 I)	B002 061 07
(8) 骨端用プレート (生体用合金 II)	B002 061 08
(9) その他のプレート	
① 標準	
ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
i ストレート型・異形型	B002 061 09 01 1 1
ii メッシュ型	B002 061 09 01 1 2
イ 下顎骨・骨盤再建用	B002 061 09 01 2
ウ 人工顎関節用	B002 061 09 01 3
エ 頭蓋骨閉鎖用	
i バーホール型	B002 061 09 01 4 1
ii クランプ型	B002 061 09 01 4 2
② 特殊	
ア 骨延長用	B002 061 09 02 1
イ スクリュー非使用型	B002 061 09 02 2
073 髄内釘	
(1) 髄内釘	
① 一般型	B002 073 01 01
② 横止め型	B002 073 01 02
③ 大腿骨頸部型	B002 073 01 03
④ 集束型	B002 073 01 04
⑤ 可変延長型	B002 073 01 05
(2) 横止めスクリュー	
① 標準型	B002 073 02 01
② 大腿骨頸部型	B002 073 02 02
(3) ワッシャー・ナット	B002 073 03
(4) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)	B002 073 04
117 植込型除細動器	
(1) 植込型除細動器 (II型)	B002 117 01
(2) 植込型除細動器 (III型)	B002 117 02
(3) 植込型除細動器 (IV型)	B002 117 03
(4) 植込型除細動器 (V型)	B002 117 04
144 両室ベーシング機能付き植込型除細動器	
(1) 単極又は双極用	B002 144 01
(2) 4極用	B002 144 02

V 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
005 固定用内副子 (プレート)	
(1) その他のプレート	
① 標準	
ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
i ストレート型・異形型	B005 005 01 01 1 1

